

三宿・用賀の自衛隊周辺が「注視区域」 土地利用規制法で世田谷区民が監視対象に

恣意的運用で 際限ない国民監視と抑圧

土地利用規制法とは、2021年に成立した法律。米軍や自衛隊基地の「機能を阻害する恐れ」のある行為を禁止し、基地などの周辺を「注視区域」と指定して、国民を監視する制度です。「機能阻害行為」の詳しい規定はなく、命令に違反すれば2年以下の懲役または200万円以下の罰金が課せられます。デモや座り込みも対象になるかもしれません。

三宿・用賀駐屯地周辺が 「注視区域」に

国の審議会が、自衛隊三宿駐屯地の衛生研究所、用賀駐屯地周辺1kmを「注視区域」の候補地にあげました。国は「注視区域内の土地等の利用状況を」調査する」とし、自治体も調査に動員されます。資料の提供を拒めば30万円以下の罰金です。

国が、自治体も動員して地域住民を監視する体制づくりです。

区は国に対し住民への説明と 区域指定撤回を求めよ

区議会で区民に対する説明と「注視区域」指定撤回を国に求めるようただしました。

国はホームページなどの掲載とコールセンターで問い合わせへの対応をするが、住民説明会は考えていないことが明らかになりました。保坂区長は「住民や事業者にとって大きな負担となる区域指定にどのような合理性があるのかの説明、および、自治体に事前に相談すること、今後予定される区域指定の告知、施行に際して周知や区民からの問い合わせに丁寧な対応を求めたい」と答弁しました。



こんにちは
日本共産党
区議会議員

中里光夫 です



中里光夫区政報告
2023年4月4日 No.310
世田谷区代田4-33-1
TEL 5432-2791 / FAX 3412-7480
Email: nakazato@jcp-setagaya.jp

気候危機対策・脱炭素化を 再エネ電力への切り替え促進

石炭火力発電の撤退を

気候危機を避けるために温暖化ガス・CO₂の排出を2030年までに半減させなければなりません。化石燃料に依存した電源を、再生可能エネルギーに転換する必要があります。ところが岸田政権は、いまだに石炭火力発電に固執し、先進国で唯一、石炭火力からの撤退期限を明示しない国になっています。

電力会社を選ぼう

世田谷区のCO₂排出量を減らすには、区内で使用する電力を太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーに切り替えることが有効です。電力会社を変えて、再エネ100%の電気を購入することが可能

となっています。石炭で作った電力から、再エネ電力に切り替えましょう。

区として再エネ促進を

区役所本庁舎は再エネ100%の電力を購入しています。区がやるだけでなく、区民みんなが切り替えることが重要です。区は電気契約切り替えで「せたがやPay」1万ポイント付与などのキャンペーンをしましたが宣伝が足りなくて実績わずか20件。区民への情報提供や相談体制を作り促進するよう求めました。

区は「再エネ利用促進は道半ば。再エネ利用促進の取り組みの継続と効果的なPR行う」と答弁しました。

世田谷区のCO₂排出割合

